

総会議事録（第2回）

1 開催日時 令和7年5月27日（火）15時00分～16時35分（議案審議）

2 開催場所 市コミュニティセンター大会議室

3 出席委員（34名）

○農業委員（15名）

会長 15番 川本 康代

1 番 浅井 和巳	2 番 城山 正巳	3 番 原口かよ子	4 番 山口 明美
6 番 渡邊 重徳	7 番 一瀬 晃	8 番 福田 文夫	9 番 川副 博司
11 番 田添 利弘	13 番 渡邊 和秋	14 番 富岡 勝真	16 番 山田 武人
17 番 岩崎 義秀	18 番 児玉 賢治		

○農地利用最適化推進委員（19名）

1 番 岩崎 照美	2 番 松尾 慎二	3 番 小野 重幸	4 番 小川 國治
5 番 笠寺 幸雄	6 番 富浦 春男	7 番 林 敏弘	8 番 藤本 雅彦
9 番 山浦 弘之	10 番 山上 傳	11 番 井本 忠之	12 番 井川 春彦
13 番 久保 和幸	14 番 瀬戸口裕子	15 番 森 良広	16 番 野田 善則
17 番 山本 治義	18 番 小川 良一	19 番 山口 周次	

4 欠席委員（4名）

○農業委員（4名）

5 番 田川 康浩 10 番 朝長 洋市 12 番 開田 陽子 19 番 梶原 茂

○農地利用最適化推進委員（0名）

- 5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
報告第2号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第3号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第4号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件
報告第3号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願の件
報告第4号 農地中間管理事業による農用地利用集積計画の変更の件
報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局 局長 長石 弘顕
課長補佐 坂上 正信、前田 哲弘
職員 梶原 良太、高柳 佳祐

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和7年度第2回農業委員会定例総会」を開会いたします。

それでは、総会の開会にあたり、川本康代農業委員会会長がご挨拶申し上げます。

2 会長挨拶

3 総会成立の報告

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

出席委員は、定足数に達しております。

本日の欠席委員は、5番田川康浩農業委員、10番朝長洋市農業委員、12番開田陽子農業委員、及び19番梶原茂農業委員から欠席の届けがあります。

4 議事録署名人指名

○議長

次に、本日の議事録署名人を、6番渡邊重徳農業委員、14番富岡勝真農業委員にお願いします。

5 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。議案書をお開きください。

1ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番三浦、今村町の農地、地目畑、面積225㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人は以前から申請地を管理しており売買により譲り受けるものです。取得後は、普通みかんを計画しています。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。譲受人宅の隣地の畑になります。農用地内の農地です。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○三浦地区委員

申請地は、土地改良区の基盤整備にかからなかった土地です。この土地に、譲受人が当時からみかんを栽培されました。4年前の今村の地籍調査で譲渡人の土地がはっきりしまして、25日に委員で現地確認に行きました。その時に、譲受人がちょうど来られまして、4

年前に杭を打った場所が分かったところです。30数年管理されておりますし、今回譲受人が土地を買われて営農されるということで何ら問題ないと見てまいりました。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦は許可することとします。

次に、2ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番大村。木場2丁目の農地、地目畑、面積1,691㎡。併用地は、北側の地目山林の法面改修、東側の農業用道路の改修を含んでいます。実測面積は、2,289.1㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地6区画、位置指定道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土最高2.8m、盛土最高0.35m、擁壁を設けるとしています。雨水は、計画地内道路に水路を設け、南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が、東側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○大村地区委員

25日、大村地区の農業委員、推進委員で現地を見てまいりました。ここは、申請地の南側が市道、西側に道路があって宅地が建っています。東側がこの譲渡人のみかん畑がありまして、北側が竹林で何も無い状態であり、周りの農地などに何ら影響することはないと見て

まいりました。

○議長

1 番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1 番大村は、許可相当とします。

続いて、2 番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

池田新町の農地、地目畑、面積1, 387㎡。申請者は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地6区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高1. 5m、擁壁を設けるとしてあります。雨水は、計画地内道路に水路を設け、南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2 番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○西大村地区委員

この場所は、すでに周りが宅地に囲まれていて、残っていた農地になります。周りに特に農地がありませんので、何ら影響することはないと見てまいりました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

2 番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、富の原2丁目の農地、地目畑、面積1,578㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が、分譲宅地7区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土最高0.95m、擁壁を設けるとしています。雨水は、計画地内道路に水路を設け、南側の市道側溝へ放流。汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が、北側と西側にあります。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

先週の土曜日に4人で見てまいりました。隣接する農地が北側と西側にありますが、何ら問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

3番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

続いて、4番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番竹松、黒丸町の農地、地目田、合計面積614.27㎡。併用地である雑種地を含む全体面積は、2,245.06㎡です。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地9区画、位置指定道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.1mから1.5m、擁壁を設けるとしています。雨水は、東側市道側溝へ放流、汚水生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、ありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○竹松地区委員

先週土曜日に竹松地区4人で現地を確認しております。周りは、道路それから雑種地等に囲まれておりまして、農地と隣接しておりませんので、何ら問題ないと判断したところですが、ご覧の開発地の中、中央あたりに青い線があると思いますが、これが先まで伸びておりまして、この先も開発されておりますが、この下に農地がありまして水路として利用されています。

申請の内容としましては、暗渠にするとありましたが、暗渠にしますと藻が詰まりまして、なかなか掃除等ができないということで、ここの部分をですね、開渠でやっていただけないかと思います。この下流側も開渠の状態ですので、そこを申請者の方ともう一度協議をしていただきたいと思います。そこをクリアできれば、何も問題ないと思います。

○議長

事務局からお願いします。

○事務局

本日になりますが、申請代理人と確認の打ち合わせをしました。まず、竹松地区委員からご指摘がありました計画地内の水路については。青線になっています。ここは今回の計画地で暗渠で変更するということです。法定外公共物ということで道路管理課の方に、まず青線の変更承認という手続きが出ております。その必要書類の中に、水利権者の変更に係る同意がいるということで、下流域の農家の方々から同意は出ておりました。タブレットの方に出しております。

ただし、水利組合長さんまでご説明の確認が取れておりませんので、最終的に開渠ということであれば、今月末の開発協議がありますので、それまでに水利組合長さんに協議確認をとりまして工事の見直しを依頼したいと思います。申請代理人から、必要であれば開渠に変更することも可能ということをお本日確認が取れたところです。

○議長

月末までに、水利組合長の同意が出ればという条件にしますか。

○事務局

水利組合長の同意が出ればということで申請代理人には、伝えております。確認されない場合は、審議保留になるかと思えます。青線部分は、黒丸の水利組合にかかっているのかどうかも含めまして、組合長さんに確認していただくことになっています。

○竹松地区委員

同意を取る取らないというのは、暗渠でも同意が取れたらOKということですか。

○事務局

青線から水を取っていらっしゃる農家の方々から、暗渠にするという同意は文書で出ております。ただ、水利組合の代表である方へのご説明が終わっていないということの報告を受けております。

○竹松地区委員

それ本当に暗渠で良いと言っているのでしょうか。掃除をするのは、その下流の人たちです。詰まったらどうされるのでしょうか。

○議長

何人地権者はおられるのですか。

○事務局

土地所有者として、3人いらっしゃるということです。暗渠にするというご同意はあるということですが、組合長さんのご承諾がないので工事の着手は難しいかと思えます。

○委員

同意書の欄にですね、自治会長は関係ないのではありませんか。

水利権のある下流域の方は、田のために掃除をすることになるのです。これを埋めてしまえば、横の水路を掃除しないと水は下りてきません。開渠にするのは当たり前で、暗渠にする設計者の考え方はおかしいです。竹松地区委員の言われるとおりだと思います。そこは、はっきり伝えるようにお願いします。

○事務局

まず、法定外公共物に関する、同意書の説明をします。青線、赤線の変更や廃止等につきましては、地元自治会長さんの同意をいただくということになっています。あくまで行政上の手続き上、地元の代表者である自治会長さんの確認が必要ということでご理解いただきたいと思います。

暗渠の問題につきましては、下流域の農家の方々から同意がありますが、水路を管理する地元の水利組合長の同意が得られていませんので、この点については開発業者と開発協議というのがありますので、そこを確認しないと承認が下りないということになりますので、転用許可審査も保留という形になろうかと思います。

○議長

それでは、お諮りします。

4番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

今月末までに水利組合長さんの同意が得られれば許可相当としたいと思います。同意が得られない場合は来月まで保留ということで、来月再度審議ということになりますので、結果は来月の総会でしっかり報告をさせていただきたいと思います。

○事務局

地元組合長さんへの説明など同意の結果につきましては、わかり次第竹松地区の委員方に、情報共有をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて、5番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番福重です。今富町の農地、地目田、面積645㎡。併用地である、雑種地を含めた実測面積は1,809.54㎡。申請人は、記載のとおりです。譲受人は、宅地建物取引業者免許証を所持しています。契約は、売買です。

本件は、譲受人が建築条件付売買予定地3区画、分譲宅地4区画、道路等を造成する計画です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土なし、盛土0.5mから0.9m。雨水は、計画地内道路に水路を設け、西側の市道側の用水路へ放流。汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置するとしています。地元水利組合から、同意が得られています。隣接する農地が、南側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○福重地区委員

今ありましたように、南側には一部ぶどう畑がありますが、ここは雑種地だったものですからもうすぐ家が建つなということで、雨よけハウスを作ったばかりだったのですが、迷惑にならないようにビニールを張るということで、そこまで含めて計画を立てましたので、農地に対しては問題ないというふうに思っております。ただし、高さ的に公共下水道への接続ができないものですから、水路の問題が昨日までは引っかっていたのですが、その後水利組合長の承諾が出たということで、何ら問題ないと判断しております。

○議長

5番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番福重は、許可相当とします。

次に、3ページ。第3号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域へ編入）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案は、大村農業振興地域整備計画の変更に係り、市長から農業委員会の意見を求められているものです。

1番鈴田、小川内町の農地、地目田、合計面積4,228㎡。申請者は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。中山間地域等直接支払交付金事業への取り組みを計画されています。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○鈴田地区委員

ここはですね、申請者の自宅すぐ裏の田で、急傾斜地になりますけれども中山間地域に繰り入れたいということで申請がなされています。何ら問題ないと思われます。

○議長

1 番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1 番鈴田について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1 番鈴田については、支障のない旨を回答することとします。続いて、2 番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番大村、徳泉川内町の農地、地目畑、合計面積4, 9 5 1 m²。申請者、所有者は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。今回、果樹経営支援対策事業に取り組みを計画しています。

○議長

それでは、2 番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○大村地区委員

この場所は、以前住宅地が計画されていましたが農用地へ戻ることになっています。2 5 日に地区の委員で見に行きました。

○議長

2 番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2 番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番大村については、支障のない旨を回答することとします。
次の3番萱瀬において、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられます。該当する委員の退室をお願いします。

<該当委員 退室>

○議長

それでは、3番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番萱瀬、原町の農地、地目畑、面積2,254㎡。申請者、所有者は記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。申請者の自宅裏のみかん畑です。今回、果樹経営支援対策事業に取り組むための編入です。

○議長

それでは、3番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○萱瀬地区委員

先だって萱瀬の委員で、現地を確認いたしまして、何ら問題がないということになりました。

○議長

3番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番萱瀬については、支障のない旨を回答することとします。
ここで、該当する委員の入室を許可します。

＜該当委員 入室＞

○議長

次に、4ページ。第4号議案「大村農業振興地域整備計画の変更（農用地区域から除外）について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案は、申請地を農用地区域から除外することについて、市長から農業委員会に対して意見を求められているものです。

1番大村、木場2丁目の農地、地目田、合計面積1,396㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。

除外後は、5条の許可申請を提出し、申請者が資材置場としての利用を計画しています。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしています。雨水は、既存水路へ放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接する農地が、北側にあります。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○大村地区委員

この農地は、長く耕作を放棄されていました。汚水排水も特に問題点はないと思っています。

○議長

それでは、1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

＜質疑なし＞

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村については、農用地区域からの除外について、ご異議はありませんか。

＜異議なし＞

○議長

ご異議がありませんので、1番大村については、支障のない旨を回答することとします。続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、向木場町の農地、地目田、面積842㎡。申請者及び所有者は、記載のとおり

です。

場所は、タブレットの付近状況図のとおりです。

除外後は、5条の許可申請を提出し、申請者が建売住宅木造平屋建2棟を分譲する計画です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設置、法面保護を実施するとしています。雨水は、北西側の市道側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接する農地が南側にあります。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○大村地区委員

この農地は、ここ何年間ずっとその耕作放棄地というふうな形でなされております。住宅を建てるにあたっては、すぐ市道のそばに下水道も通ってますし、雨水排水に対しても問題ないと思ってます。

○議長

周辺の田んぼに影響はありませんか。

○大村地区委員

住宅は、ちょっと離れて新しい家があります。道を隔てて、問題ないと思っております。

○議長

周辺の田んぼは使われていますか。

○大村地区委員

その1軒だけ耕作されてないということで、非常に苦労している場所です。

○議長

それでは、2番大村について、皆さまから何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

農用地を簡単に除外したら、いかがなもんかと思います。こうやって簡単に除外するというのはどうかと思いますが、皆さんはいかが判断されますか。

○議長

ここは荒廃農地だったということですか。

○大村地区委員

そうです。

○事務局

農用地の除外要件につきましてご理解いただいていると思いますが、

まず、耕作放棄地だから除外するということにはなっておりません。基盤整備後8年以上経っていることとか、一番大事なところは、周辺の営農に支障がないことというのが重要なことになるかと思います。あと現時点ではですね、地域計画に入っていればまずそこからはずせるか集落の方々と協議してくださいという新たな条件ができております。

大村地区の委員の皆さんが、周りはすでに田んぼの準備をされているというところに、水利、日照等に影響がないというご判断があれば、特に問題ないということになるかと思います。

○議長

集落接続になっているんですか。

○事務局

はい。集落接続になっております。

○委員

周辺の営農に問題がないということであれば、周辺に営農をしておられる方の同意が必要ということになるんじゃないでしょうか。

○事務局

ここは、確認が必要とされるところかと思います。あと農業委員会としては、周辺農地への営農に影響がないかということになるかと思います。農振除外については手続上、同意書までは取っていないかと思います。できれば地元委員さんの確認の際に、こういった住宅地とか資材置場が問題ないのかいうのをお声かけいただくのが一番いいのかと思っております。

○議長

来年度は、大村市の農業委員会は権限委譲といって、大村市自体で転用許可ができるような体制に、市議会から依頼があって進んでいます。こういう現地確認の際は、所有者への確認というのをしっかり農業委員、推進委員としてやっていただく必要があると思いますので、皆さま是非お願いします。

○議長

それでは、お諮りします。

2番大村については、農用地区域からの除外について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番大村については、支障のない旨を回答することとします。

次に、5ページ。第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画作成の件」を議題とします。

なお、本議案の中で、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますが、本議案の円滑な審議のため、引き続き出席することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、該当する委員の出席を認めます。なお、該当する議案については議長が求める場合を除いて、発言はお控え願います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5ページをお願いします。促進計画は貸付申込者と借入申込者と農地中間管理事業の公益財団法人長崎県農業振興公社の原則3者契約となります。

今月は、7件の集積配分計画となります。時間の都合上、新規分のみのご説明とします。

4番福重、利用権を設定する農地は、弥勒寺町の農地、合計面積1,160㎡。借入申込者は、普通みかんを計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

5番松原、利用権を設定する農地は、松原2丁目の農地、合計面積2,107㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

6ページをお願いします。6番松原、利用権を設定する農地は、松原3丁目の農地、合計面積5,140㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

7番松原、利用権を設定する農地は、松原3丁目の農地、合計面積1,222㎡。借入申込者は、水稻を計画されています。設定する権利は記載のとおりです。

5月の促進計画面積は合計欄に記載のとおりです。

以上、当該議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案について、ご質問等ありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案は計画のとおり要請することとします。

ここで、10分間休憩します。16時05分に再開します。

休憩 15:55

再開 16:05

○議長

再開します。

それでは、本日の追加議案の第6号議案「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

タブレットの追加第6号議案「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表（案）」をご覧ください。

それでは説明します。本件は農業委員会等に関する法律第6条で規定された農業委員会の法令事務や活動等について、農林水産省通知の農業委員会の適正な事務指針などに基づきまして、令和6年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他の事務の実施状況について公表を行うものとなります。この総会で承認をいただいた後に、長崎県へ報告するとともに、市のホームページに掲載して公表いたしますので、よろしくお願いいたします。

1ページをお開きください。ローマ数字の1は、昨年4月1日現在の農業委員会の体制や農家・農地の概要を記載していますので、説明は省略いたします。

次の2ページをお開きください。ローマ数字2、最適化活動の実施状況になります。ここからは、①現状及び課題と②目標は昨年度分の内容ですので説明は省略し、③実績の内容だけを項目ごとに説明させていただきます。

（1）の農地の集積の、③実績欄をご覧ください。6年度の新規集積面積は14.2ヘクタールで、6年度末の集積面積の累計はこのページの一番上の表にある、これまでの集積面積687.7ヘクタールに今回の実績14.2ヘクタールを足して701.9ヘクタールとなり、目標に対する達成率は100.0%となって目標を達成することができました。結果としましては、「6月と12月に農地利用集積対策会議を開催し、農地利用集積推進計画を策定、また農地中間管理機構との連携により、担い手への農地集積が図られた。」としております。

続きまして（2）の遊休農地の発生防止・解消になります。次のページ、3ページの③実

績欄をご覧ください。6年度の既存遊休農地の解消面積ということで2.2ヘクタール。目標が前のページにある9.2ヘクタールですので、23.9%の達成率で、目標を大きく下回る結果となりました。

その下の黄区分につきましては、「令和4年の利用状況調査の結果、解消等へと移行し、0」としています。

また、その下、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積は27.0ヘクタールとなります。

その下の、④その他の欄です。利用状況調査の実施時期は令和6年6月から11月で、調査結果の取りまとめを令和6年11月に行い、1号遊休農地の面積が131.8ヘクタールとなっております。また、利用意向調査は、令和7年1月に実施し、令和7年3月までに回収して、同月までに取りまとめを行っております。その下の農業委員会の点検結果ですが、「6月と12月に遊休農地解消対策会議を開催し活動計画を策定、また農地中間管理機構との連携により、一定の成果が得られた。」ということにしています。

続きまして(3)の新規参入の促進になります。次のページ、4ページの③実績欄をご覧ください。新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は、2.9ヘクタールとなっております。目標が前のページにある2.4ヘクタールですので、目標に対する達成状況が120.8%で、目標を大きく上回り、達成することができました。その下、農業委員会の点検結果ということで、「4月から毎月、最適化活動会議を開催し推進に努め、新規就農者への農地貸付の同意について理解を得ることができた。」ということにしております。

続きまして2番、最適化活動の活動目標になります。一番下の②実績欄をご覧ください。活動強化月間の実績は2回。10月に農地の集積、2月に遊休農地の解消の取り組みを実施しましたが、目標達成の3回とはなりませんでした。

次の5ページをお開きください。続きまして、(3)の新規参入相談会への参加になります。②実績欄をご覧ください。令和6年5月18日に長崎県農業大学校で開催された長崎県農業法人就職・就農相談フェアに4名参加していただきましたので、目標を達成することができました。

続きましてその下の欄、目標の達成状況の評語になります。これは、今まで説明しました実績を、国のガイドラインの別表に当てはめて点数を出しています。まず農地の集積が100%の達成で3点、緑区分の遊休農地の解消が23.9%の未達成で1点、新規参入の促進が120.8%で110%以上の達成となり5点、活動強化月間の実施が未達成で0点、新規参入相談会への参加が達成で1点、この合計点数が10点となり、令和6年度は「目標に対して、期待を上回る結果が得られた」ということとなりました。皆さん、ご協力いただき、ありがとうございました。

続きましてその下の欄、推進委員等の点検・評価結果となります。これは、先月の総会のときに皆さんにお書きいただいた点検・評価表の結果をもとに人数を入れています。

次の6ページをお開きください。続きまして、ローマ数字の3、事務の実施状況になります。1の総会・部会の開催実績ということで、総会を毎月1回実施していますので、全部の月を1としています。次に2の農地法第3条に基づく許可事務は、6年度の1年間の処

理件数は34件で、うち許可が34件となっています。また、処理期間の実施状況については20日としており、総会開催日と申請書締切日につきましては、ともに市のホームページで公表しております。

次に3の農地転用に関する事務について、1年間の処理件数は152件で、うち許可相当152件、不許可相当0件となっています。また、処理期間は意見を付して知事への送付を20日としています。

最後に、4の違反転用への対応ということで、違反転用解消のために実施した活動の内容としましては、農地パトロールや転用等の現地確認の際による監視活動や、農業委員会だよりによる周知により、1年間の解消実績となっております。

第6号議案の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<質疑なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案は、提案のとおりとします。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。